

エコアクション21

環境経営レポート

(取組期間: 令和5年4月～令和6年3月)

株式会社三矢

発行日 令和6年6月30日
改定日 令和6年9月 4日

1. 組織の概要

(1)事業所名及び代表者氏名

株式会社三矢

代表取締役 清水幸一郎

(2)所在地

本社・処理施設

〒470-0342 愛知県豊田市大清水町原山37番地3

新城支店

〒441-1403 愛知県新城市作手清岳字道下6番1

(3)環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

清水幸一郎 TEL:0565-45-5999 FAX:0565-45-8040

(4)事業活動の内容

一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業(中間処理)

(5)事業の規模

法人設立年月日:平成10年3月11日

資本金:1000万円

売上高:265百万円(令和4年10月～令和5年9月)

従業員:14名

一般廃棄物収集運搬量:477t(令和5年4月～令和6年3月)

産業廃棄物収集運搬量: 2310t(令和5年4月～令和6年3月)

特別管理産業廃棄物収集運搬量:15.7t(令和5年4月～令和6年3月)

産業廃棄物中間処理量:3089.32t(令和5年4月～令和6年3月)

(6)許可内容

①一般廃棄物収集運搬

自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
豊田市	第1081	令和5年7月4日	令和7年7月3日

②産業廃棄物収集運搬

許可品目 (16品目)	燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く)、石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く)、石綿含有産業廃棄物を含む)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)、ダスト類(水銀含有ばいじん等を含む)(以上16品目(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))		
自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第02300055445	令和3年4月25日	令和10年4月24日
岐阜県	第02100055445	平成29年10月13日	令和6年10月12日
三重県	第02400055445	令和5年9月6日	令和12年5月30日
静岡県	第02201055445	令和2年2月18日	令和7年2月17日

③産業廃棄物収集運搬・積み替え保管

豊田市	第09010055445	令和3年4月26日	令和10年4月25日
-----	--------------	-----------	------------

④特別管理産業廃棄物収集運搬

許可品目 (13品目)	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害鉱さい、特定有害石綿等、特定有害ダスト類、特定有害燃え殻、特定有害廃油、特定有害汚泥、特定有害廃酸、特定有害廃アルカリ、令第2条第13号特定有害廃棄物		
自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
愛知県	第02350055445	令和3年4月25日	令和10年4月24日

⑤特別管理産業廃棄物収集運搬・積み替え保管

豊田市	第09060055445	令和2年2月14日	令和7年2月13日
-----	--------------	-----------	-----------

⑥産業廃棄物の中間処理(選別、破砕)

許可品目 (8品目)	廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。))以上8品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。))		
自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日
豊田市	第09020055445	令和3年4月26日	令和10年4月25日

(7)施設等の状況

①積み替え保管施設の面積と保管上限量

面積(㎡)	保管面積(㎡)	保管上限量(㎡)	保管高さ(m)
8,669	649.2	664	5

②中間処理(選別処理施設)

処理能力	794t/日(99.3t/時間)
------	------------------

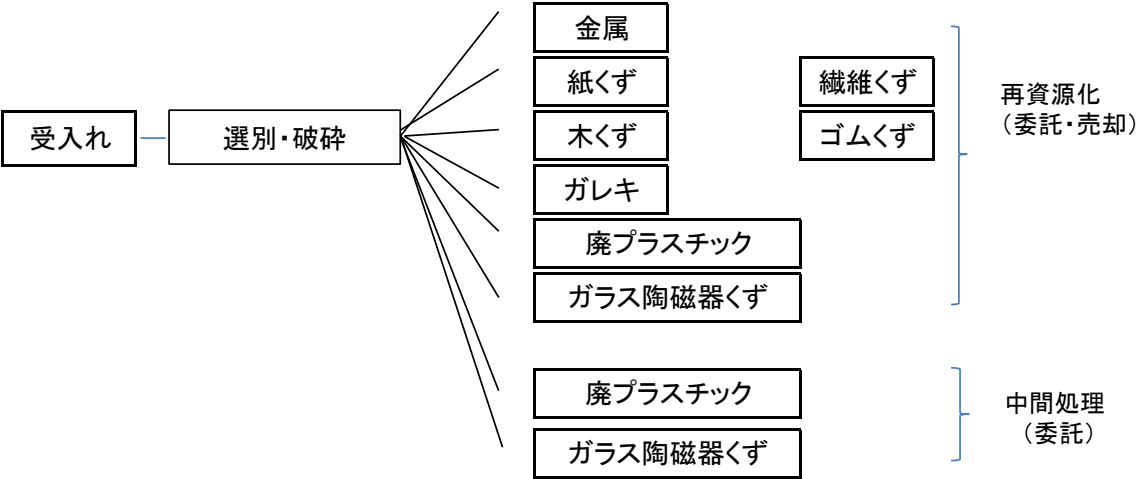
③中間処理(破碎処理施設)

処理能力	廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)・・・7.06t/日(0.88t/時間)
	紙くず・・・6.45t/日(0.81t/時間)
	木くず・・・10.35t/日(1.29t/時間)
	繊維くず・・・2.58t/日(0.32t/時間)
	ゴムくず・・・11.88t/日(1.49t/時間)
	金属くず(自動車等破碎物を除く。)・15.18t/日(1.898t/時間)
	ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)・・・22.85t/日(2.86t/時間)
	がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)・31.98t/日(4t/時間)

④収集運搬車両

形式・寸法	台数	形式・寸法	台数
脱着装置付きコンテナ車	3台	塵芥車	3台
コンテナ専用車	1台	バン	2台
キャブオーバー	3台		
4tダンプ	1台		

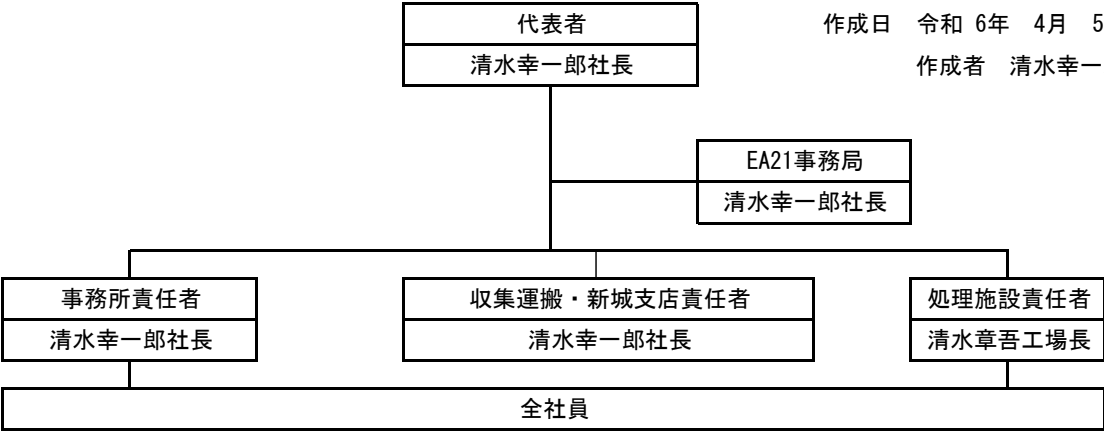
(8)処理工程図



(9)廃棄物処理料金

収集運搬及び処理料金は、種類、数量、性状、運搬距離等により異なりますのでお問い合わせください。
お見積もりいたします。

(10)EA 21実施体制



作成日 令和 6年 4月 5日
作成者 清水幸一郎

役割	責任・権限
代表者	課題とチャンスの明確化をし、取り組み対象組織の決定、環境方針の策定、環境管理責任者の任命、資源（人員・設備・費用等）の準備、代表者による全体の評価と見直し
	取り組み対象組織の明確化、環境経営システムを構築・運用・維持し、その状況（環境目標の達成状況・環境活動計画の実施状況及び運用結果・環境関連法規の遵守状況・外部からの環境に関する苦情や要望）を代表者による全体の評価見直し・指示
	実施体制の構築、教育訓練の実施、外部からの苦情等の受付対応・記録
	環境活動レポートの発行
E A 2 1 事務局	環境への負荷の自己チェック、環境への取り組みの自己チェックの実施
	環境関連法規の取りまとめ/遵守評価の実施、環境目標・環境活動計画の作成
	手順書の作成、緊急事態の想定/訓練の実施、問題点の是正・予防処置と記録
	環境活動レポートの素案作成
責任者	自部門の取り組みに関し、環境管理責任者に準じた責任を持つ
全社員	環境方針・環境目標・環境活動計画を理解し取組む

2. 対象範囲（認証登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日

- (1)対象組織
- 全組織（本社・処理施設、新城支店）
- (2)対象活動
- 前記(4)事業活動の内容のとおり
- (3)レポートの対象期間
- 令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (4)レポートの発行日
- 令和6年6月10日

3. 環境経営方針

基本理念

人と地球と未来のために、廃棄物の収集運搬、産業廃棄物処理の事業活動において、
「環境に優しい、人に優しい地球に優しい」をテーマに地球環境を保全し、幸せに生活できる
環境作りに取り組んでいます。
自らの事業活動が循環型社会の一翼を担っていることを自負しながら、事業活動に伴っ
て環境負荷が発生することも認識して、事業活動に伴う環境負荷の発生抑制を意識した
事業活動により、社会的責任を果たします。

行動方針

1. 下記の具体的な環境経営目標を策定し取り組みます。
 - (1) 収集運搬車両のエコドライブ、プラントでの重機、節電等の省エネルギー活動により二酸化炭素排出量を削減します。
 - (2) 節水により水使用量を削減します。
 - (3) 事務処理で使用する紙資源等の節約により一般廃棄物を削減します。
 - (4) 受託した産業廃棄物の分別の徹底により、再資源化率の向上を図ります。
 - (5) 排出事業者への廃棄物の分別等の情報提供につとめ再資源化率向上を目指します。
2. 環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を遵守します。
3. 環境方針を全社員に周知し、事業活動及び環境経営システムの継続的改善を進めます。

制定日平成24年11月25日

改定日:令和 3年4月 5日

代表取締役

清水幸一郎

4. 環境経営目標 作成日 令和5年4月1日 作成者 清水幸一郎

環境経営方針項目	環境経営活動項目	単位	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
			基準年	1%	2%	3%
①二酸化炭素排出量の削減	電気使用量	kWh	25,365	25,111	24,858	24,604
	ガソリン使用量	L	2,604	2,578	2,552	2,526
	軽油使用量	L	50,028	49,528	49,027	48,527
	LPG使用量	kg	0.200	0.198	0.196	0.194
	二酸化炭素排出量	kg-CO2	146,579	145,113	143,647	142,182
②水使用量の削減	水使用量	m ³	385	381	377	373
③一般廃棄物削減	可燃ごみ	t	0.160	0.158	0.157	0.155
④受託廃棄物の再資源化率向上	産業廃棄物	%	48.2	49.2	50.2	51.2
⑤廃棄物の分別情報提供	分別アドバイス	-	-	分別アドバイスの提供		

・基準年データ(令和4年)は令和4年4月～令和5年3月の1年間データ

・購入電力の二酸化炭素排出係数は0.452kg-CO2/kWh(中部電力の平成30年度調整後排出係数)を使用

・二酸化炭素発生要因のうちLPGの使用量は少ないが、他の化石燃料同様に目標値を設定

・産業廃棄物の再資源化率は中間処理投入量に占める、中間処理(委託)を除いた割合

・尚、事務所の廃棄物は、ほとんどが紙使用量で、業務依頼のコピー用紙である。

・環境経営方針項目①②③は年度ごとの削減する目標、④は増加する目標

・環境経営方針項目⑤は目標数値は策定しないが、取組の努力目標とする。

・化学物質は使用していません。

取組期間: 令和5年4月～令和6年3月

環境目標項目	具体的な取り組み内容	点検方法	責任者
電気使用量削減	・冷暖房の設定温度を標準化して取組む	点検表	清水社長
	・冷暖房機のフィルター清掃を2ヶ月1回実施する	点検表	清水社長
	・使用時以外の場所は消灯の徹底を図る	点検表	清水社長
	・残業時、昼休み時、退社時の節電の徹底を図る	点検表	清水社長
ガソリン軽油使用量削減	・重機のアイドリングストップの励行 ・エコドライブの徹底(急発進・急加速・急ブレーキの抑制、経済速度運転) ・タイヤ空気圧の定期点検の実施	日常点検表	全社員
	・効率的な運行計画の作成 ・不要な積載物の見直し	作業日報	清水社長
ガス使用量削減	・湯沸かし器の稼働時間減少 ・マイボトルの推進	ラベル 啓発	清水社長
水使用量削減	・水道の漏水を定期的に確認 ・ステッカーによる節水意識向上	点検表	清水章吾
事務所一般廃棄物削減	・コピー用紙使用量削減 ・持込み可燃ごみの削減	教育	清水章吾
産廃再資源化率向上 (リサイクル率向上)	・排出事業者への分別徹底の提案 ・排出事業者への情報提供	教育	清水社長

6. 環境経営目標の実績

令和5年4月～令和6年3月

環境方針項目	環境活動項目	単位	基準年	取組期間		
			令和4年度	令和5年度		
			基準値	目標値	実績	増減率
①二酸化炭素排出量の削減	電気使用量	kWh	25,365	25,111	27,320	7.7%
	ガソリン使用量	L	2,604	2,578	2,458	-5.6%
	軽油使用量	L	50,028	49,528	48,008	-4.0%
	LPG使用量	kg	0.2	0.2	0.3	50.0%
	二酸化炭素排出量	kg-CO2	146,579	145,113	141,912	-3.2%
②水使用量の削減	水使用量	m3	385	381	545	41.6%
③一般廃棄物削減	可燃ごみ	t	0.160	0.158	0.173	8.1%
④受託廃棄物の再資源化率向上	産業廃棄物	%	48.2	49.2	30.7	-17.5%
⑤廃棄物の分別情報提供	分別アドバイス	-	-	排出事業者へ配布		

7. 環境経営活動計画の取組結果とその評価結果、次年度の取り組み内容

(1)二酸化炭素排出量の削減

基準年度に比べ、電気使用量は7.7%増加してしまったが、基準年度を昨年度に見直した為もある。

増加要因は昨年と同様コンテナ修理、設備の修繕等で電気を多く使用したため増加。

エアコン等の温度管理の徹底はこのまま続け、削減を目指したいです。

ガソリン使用量は目標値より減少しました。こちらも昨年同様で客先が出向いてくれ、

営業車の使用頻度が減っている為だと考えられます。

軽油使用量もかなり削減した昨年よりも4%削減できました。低燃費車への買替を進めている結果と思われます。

LPG使用量は増えてますが基準値も低いので。使用は冬場にお湯を沸かす際に多少使った程度です。

二酸化炭素排出量はかなり抑えることができました。

このまま活動を続けたいと思います。

(2)水使用量の削減

使用用途が粉塵防止の為の散水、飲料用、手洗い、洗車であり、

記録的な猛暑で残暑も厳しかったこともあり41.6%も増えてしまいました。

近隣住人に迷惑をかけぬよう粉塵対策の散水回数を増やしたこともあり水使用量が増加しました。

今後も社員全員で協力し健康に影響のない範囲で減少に努めたいと思います。

(3)事務所廃棄物の排出量削減

事務所では、コピー用紙が一般廃棄物となる。裏紙使用等は実施しているが、排出事業者

からの依頼FAXが殆どであり、削減はむずかしいが裏紙使用を徹底し、メールを活用する事により

目標達成に務める。

(4)受託廃棄物の再資源化の推進

産業廃棄物の再資源化率は-17.5%で目標未達成でした。

何れも排出事業者に依存するが、(5)の活動を通じて、今後も分別の徹底を促し、結果的に

再資源化率が向上する努力を続けていきたい。昨年同様、廃プラスチック類の品質基準が厳しくなり

再資源化が難しくなってきた背景もあるが昨年よりも再資源化に回すことができた。

(5)廃棄物の分別情報提供

排出事業者にパンフレット等を請求書に同封し、分別呼びかけを行っている。今後も対象事業者数と配布頻度を

上げていきたい。

8. 環境経営3ヵ年中期目標 作成日 令和5年7月1日 作成者 清水幸一郎

環境経営方針項目	環境経営活動項目	単位	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
			基準年	1%	2%	3%
①二酸化炭素排出量の削減	電気使用量	kWh	25,365	25,111	24,858	24,604
	ガソリン使用量	L	2,604	2,578	2,552	2,526
	軽油使用量	L	50,028	49,528	49,028	48,527
	LPG使用量	kg	0.2	0.198	0.196	0.194
	二酸化炭素排出量	kg-CO2	144,956	143,506	142,057	140,607
②水使用量の削減	水使用量	m ³	385	381	377	373
③一般廃棄物の削減	可燃ごみ	t	0.160	0.158	0.157	0.155
④受託廃棄物の再資源化率向上	産業廃棄物	%	48.2	49.2	50.2	51.2
⑤廃棄物の分別情報提供	分別アドバイス	-	-	分別アドバイスの提供		

- ・基準年データ(令和4年)は令和4年4月～令和5年3月の1年間データ
- ・購入電力の二酸化炭素排出係数は0.388kg-CO₂/kWh(中部電力の令和3年度調整後排出係数)を使用
- ・二酸化炭素発生要因のうちLPGの使用量は少ないが、他の化石燃料同様に目標値を設定
- ・産業廃棄物の再資源化率は中間処理投入量に占める、中間処理(委託)を除いた割合
- ・尚、事務所の廃棄物は、ほとんどが紙使用量で、業務依頼のコピー用紙である。
- ・環境経営方針項目①②③は年度ごとの削減する目標、④は増加する目標
- ・環境経営方針項目⑤は目標数値は策定しないが、取組の努力目標とする。
- ・化学物質は使用していません。

9. 環境関連法規などの遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟などの有無

見直し日 令和5年4月1日 評価日 令和6年4月1日 作成者、評価者 清水幸一郎

環境関連法令等	適用内容	遵守
廃掃法	産業廃棄物の保管基準の遵守	○
	産業廃棄物の収集運搬基準基準の遵守	○
	特別管理産業廃棄物の収集運搬基準基準の遵守	○
	委託基準の遵守(収集運搬業者・処分業者との委託契約書の締結、収集運搬業、処分業の許可証確認)	○
	適切なマニフェスト管理(交付、適正処理の確認、交付等状況報告書の提出、5年間保管)	○
	適切な運搬・処分に関する帳簿の備え付け・5年間保管	○
	収集運搬車両への表示と書面の備え付け	○
	処理業の許可の有効期限の確認	○
愛知県条例	県条例の事業者の責務(年1回以上の委託先の現地確認、県外産業廃棄物の搬入届と実績報告)	○
特定家電用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家庭用機器の排出は、小売店に収集運搬料金とリサイクル料金を支払い引き渡す。	—
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。	○
県民の生活環境の保全等に関する条例(アイドリングストップ)	従業者にアイドリングストップを指導。アイドリングストップの周知(看板)	○
騒音規制法	特定施設設置届出(平成19年10月) 規制基準遵守(市街化調整区域60dB昼間)	○
振動規制法	特定施設設置届出(平成19年10月) 規制基準遵守(市街化調整区域65dB昼間)	○
自動車NOX・PM法	自動車NOX・PM法適合車使用	○
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	リサイクル費用の負担と、廃棄する自動車を自治体の登録を受けた引取業者に引き渡すこと。	○
浄化槽法	浄化槽の法定点検を11/21に実施。指摘箇所その場で清掃実施。記録あり	○
フロン排出抑制法	修理時・廃棄時に登録事業者へ委託 簡易フロン漏洩点検を3カ月毎記録すること(H28.4.1施行)	○

ー 当該期間の実績なし

環境関連法規等の遵守状況の確認の結果、環境関連法規制等は遵守しています。

なお、違反、訴訟等も過去3年間ありませんでした。

10. 代表者による全体評価と見直し指示

全体評価日 令和6年6月14日 清水幸一郎

1. 環境経営方針の変更の必要性 ☐有・☒無

2. 環境経営目標の変更の必要性 ☒有・☐無

・環境経営目標の達成状況

電気使用量と水使用量、LPG使用量、一般廃棄物排出量、受託廃棄物の再資源化率向上が

目標未達成でした。現場の状況も考えながら無理のない範囲で目標の見直しを検討し、

さらに目標達成を目指します。

3. 環境経営活動計画の変更の必要性 ☐有・☒無

・環境経営目標の達成状況

取り組みには問題は無かった。

「様子を見ながらこのまま継続する。」

4. 実施体制の変更の必要性 ☐有・☒無

「様子を見ながらこのまま継続する。」

3. 環境関連法規の遵守状況

「環境関連法令の違反は無し。」

5. 外部からの環境関連の苦情や要望

「特になし。」

○変更が必要な場合は具体的指示事項

「目標達成に向けて目標を見直し、基準値の変更もしてさらに軽減を目指す。」

※代表者指示により、直近年を基準とした新たに3か年中期目標を策定した。